

工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項) 運用マニュアル(案)

【長野県版】

令和4年8月

長野県 建設部 建設政策課 技術管理室

目 次

第1章 総論	1
1-1 工事請負契約書第26条(スライド条項)の考え方	1
1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯	1
1-1-2 スライド条項の趣旨	1
1-1-3 全体スライド条項、インフレスライド条項と 単品スライド条項の関係	2
1-1-4 <u>昭和55年の特約条項および平成14年の 長野県独自運用と平成20年の運用方針の違い</u>	2
1-1-5 今回の運用マニュアルの改定概要	3
1-2 対象工事	3
1-3 対象品目	4
1-3-1 対象品目の選定の考え方	4
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	4
1-4 請負代金額の考え方	4
1-5 スライド額算定	6
1-5-1 スライド額算定の方法について	6
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	10
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例	10
1-7 その他	13
第2章 鋼材類	14
2-1 対象材料	14
2-1-1 対象材料の考え方	14
2-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	15
2-2 対象数量	15
2-3 受注者への確認事項	17
2-4 単価(実勢価格の算定)	20
2-4-1 変動前の価格の決定方法	20
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	20
2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	21
2-5 購入価格の評価方法	22
2-6 変動額の算定	22
2-7 計算例	22
第3章 燃料油	23
3-1 対象材料	23
3-2 対象数量	23
3-2-1 対象数量の考え方	23
3-2-2 対象数量の算定方法	24

3-2-3 その他	25
3-3 受注者への確認事項	25
3-4 単価(実勢価格の算定)	26
3-4-1 変動前の価格の決定方法	26
3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	27
3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	28
3-5 購入価格の評価方法	28
3-6 変動額の算定	28
3-7 算出例	28
3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法	28
3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法	30
3-7-3 直接工事費に計上される運搬費	34
3-7-4 計算事例	35
第4章 その他主要な工事材料	36
4-1 対象材料	36
4-1-1 対象材料の考え方	36
4-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	36
4-2 対象数量	37
4-3 受注者への確認事項	38
4-4 単価(実勢価格の算定)	40
4-4-1 変動前の価格の決定方法	40
4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	40
4-5 購入価格の評価方法	41
4-6 変動額の算定	41
第5章 請求等手続き及び提出様式	42
5-1 請求時期	42
5-2 協議の手続き	42
5-3 既済部分検査	44
5-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い	44
5-5 複数年度にわたる維持工事の取り扱い	44
(参考資料)	
単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式	46

(注)本資料の取り扱いについて

本マニュアルは、単品スライド条項の運用について発注者の認識の共有化を図るため、一般的な考え方を令和4年8月段階で整理したものであり、国土交通省が令和4年7月に策定したマニュアルに、長野県独自の項目を追加し作成したものである。追記箇所等は本文中、主な改定や重要箇所は蛍光ペンで表示している。

第1章 総論

1-1 工事請負契約書第26条(スライド条項)の考え方

1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯

- ・昭和24年の建設業法の制定に伴い、昭和25年の標準請負契約約款の策定当初から、第25条(現在の第26条)に物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定。
- ・現在の第26条第5項の単品スライド条項は、昭和56年に標準請負契約約款に追加。
- ・昭和24年の建設業法の制定により建設工事における請負契約関係の片務性の排除と不明確性の是正が明文化されたことに伴い、昭和25年の建設工事標準請負契約約款(昭和47年改正により公共工事標準請負契約約款に改称)制定時より、物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定された。
- ・その後、規定の明確化や変更が行われ、昭和47年以降は、いわゆる「全体スライド条項」と「インフレスライド条項」が規定されていた。しかし、昭和54、55年にかけて、第二次オイルショックが発生した際、賃金や物価の水準は全体としてはさほどの上昇もなく落ち着いて推移したものの、一部の石油関連資材価格の高騰により建設工事の円滑な実施が危ぶまれる状態に見舞われた。このような物価状況は当時の約款では必ずしも想定されていなかったことから、昭和55年にこのような状況に対応するための暫定措置として工事毎に「特約条項」を設けて対応した。
- ・現在の第25条第5項(いわゆる「単品スライド条項」)は、昭和56年にこの「特約条項」が一般化され、公共工事標準請負契約約款に規定されたものである。なお、平成7年までは、特別な要因、主要な工事材料及び請負代金額の算定方法について、設計図書で具体的に指定する旨規定されていたが、あらかじめ設計図書で指定することは不可能であるとして、現在はその規定は削除されている。

1-1-2 スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないとの基本的考え方。
- ・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、標準請負契約約款第25条が規定されているものである。

1-1-3 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係

・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。

- ・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、直接工事費の変更に連動して諸経費等の変更を含むものである。
- ・一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「1%」を採用したものである。

なお、全体スライド条項は、1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を1.5%としている。また、インフレスライド条項は、単品スライド条項と同様に、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「請負代金額における残工事費の1%」を採用したものである。

1-1-4 昭和55年の特約条項とおよび平成14年の長野県独自運用と平成20年の運用方針の違い

・今回の運用は、条項制定時の議論、現在の社会状況や公共事業を取り巻く状況を踏まえ、改めて対象材料や受注者負担を決定したものの。

- ・昭和55年当時は、工事請負契約書の規定がなかったため、対象材料の価格変動の大小を問わず、工事で使用する主要な材料の多くを対象とし、これらの変動分の総額が工事の規模に応じて定められる一定額(概ね工事費の1%)を超過したときは、変動額の3/4を発注者が負担することとして、請負代金額の変更を行うこととしたものである。
- ・また、平成14年における県独自運用では、昭和55年の特約条項をベースに、主要な工事材料5品目を対象に、各変動額が工事の規模に応じて定められる一定額(工事費の3%)を超過したときは、変動額の3/4を発注者が負担することとして、請負代金額の変更を行うこととしたものである。

- ・平成20年の運用に当たっては、中央建設業審議会の議論を経て定められた標準請負契約約款の規定の趣旨や、その当時の社会状況や公共事業を取り巻く状況を適切に踏まえ、見直しを行った。対象材料については価格変動の大きい鋼材類と燃料油のうち、請負代金額の1%以上変動している品目に限定しているものであり、変動額の大小にかかわらず多くの材料を対象とした昭和55年の特約条項とは自ずと考え方が異なるものである。
- ・また、受注者負担について、今回は変動額の1/4としていたが、標準請負契約約款第29条(天災不可抗力条項)(現在の第30条)における考え方との整合性を図るため、一般的な建設業者が負担する割合として総額の1%を定めたものである。

1-1-5 今回の運用マニュアルの改定概要

- ・現在の社会状況を踏まえ、急激な価格高騰等に対応した運用に改定するものである。
- ・現在の社会状況を踏まえ、単品スライド条項の適用にあたり、以下のような課題がある。
 - ① 急激な価格高騰のタイミングにおいては、積算価格(実勢価格)に価格上昇が反映されるのにタイムラグが生じる可能性がある。
 - ② 鋼橋上部工等では、資材調達に際して購入価格等を漏洩しない旨が取り引き時の契約で規定されており、購入価格が提示できない場合がある。
 - ③ 維持工事で年度毎に完済部分検査を行う場合、完済部分検査時に精算する必要があるが、単品スライド条項は工期末しか適用できない。
- ・上記の課題に対応するために運用通知(『資材価格の急激な変動に伴う請負代金の変更等について(通知)』(令和4年6月27日付け4建政技第78号))を発出した。その際、過去の関連通知(『資材価格の急激な変動に伴う請負代金の変更等について(通知)』(平成20年6月26日付け20建政技第106号)、『工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について(通知)』(平成20年9月16日付け20建政技第188号)、『請負代金の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項の運用について』(平成21年3月2日付け20建政技第347号))も包含したものである。

1-2 対象工事

- ・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。
- ・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む)が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
- ・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。
- ・標準請負契約約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。
- ・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から甲乙協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- ・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額(増額分又は減額分)が請負代金額の1%を超える品目とする。
- ・個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が請負代金額の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- ・つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計額が請負代金額の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額だけで請負代金額の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。
- ・なお、「品目毎」とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分し、その他の主要な工事材料の区分は「第4章その他の主要な工事材料」によるものとする。

1-4 請負代金額の考え方

- ・請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来高部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。
- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことに変わりはない。

- ・ただし、通常は、対象材料の価格の高騰により請負代金額が不相当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、**今後部分払いを行う際には、甲又は乙の要請に基づき、部分払いを行った分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができる**こととしている。（第5章請求等手続き及び提出様式によるものとする。）
- ・また、部分引き渡しを行った部分についてはその部分に係る精算を完了させておく必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の対象工事費は部分引き渡しを行う部分に係る工事費となるが、部分払いを既に行っている出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方は、対象工事費だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額。

・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

①スライド額算定式(実勢価格)

・1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎の請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、主要な工事材料に該当する各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) + (M_{\text{変更...}} - M_{\text{当初...}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}} = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) + (M_{\text{変更...}} - M_{\text{当初...}}) + P \times 1/100$$

※税抜き額を万円未満切り捨てとする

総価契約単価合意方式の場合

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}, M_{\text{当初...}} = \{ p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m \} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更...}} = \{ p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m \} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

総価契約単価合意方式以外の場合

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}, M_{\text{当初...}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更...}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

S_{増額}: スライド額(増額変更の場合)

S_{減額}: スライド額(減額変更の場合)

M_{変更鋼}, M_{変更油}, M_{変更...}: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

M_{当初鋼}, M_{当初油}, M_{当初...}: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p: 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p': 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

D: 2-2、3-2、4-2の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事料に該当する各材料について算定した対象数量

k: 落札率(単価合意比率又は請負比率。長野県総価契約単価合意方式 試行実施要領(『「長野県建設部装荷契約単価合意方式 試行実施要領」及び「同解説」の策定について」(平成28年5月16日付け28建政技第50号)における単価個別合意方式による場合は、同要領6. に規定する主要な工事材料を用いた細別(レベル4)の比率、包括的単価個別合意方式による場合は、同要領7. に規定する主要な工事材料を用いた細別(レベル4)の比率(変更前の官積算単価に対する合意単価の比率をいう。)以下同じ。)

P: 請負代金額

(増額変更の場合の計算例)

計算例 1		請負代金額：220,000,000		1%相当額：2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額 $S = 2,900,000 - 2,200,000 = 700,000$					

(注) 価格は税込み

計算例2		請負代金額：110,000,000		1%相当額：1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S = 1,600,000 + 2,400,000 - 1,100,000 = 2,900,000$					

(注) 価格は税込み

・単価合意比率(落札率)について、精算変更時に追加された細別(レベル4)は請負比率を用いるものとする。

※対象となる品目の考え方は1-3-2スライド額の算定の対象とする品目による。

②実際の購入金額が $M_{\text{変更鋼}}$ 、 $M_{\text{変更油}}$ 又は $M_{\text{変更}}$ を下回る場合について

- ・受注者が、2-5、3-5、4-5の規定に基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金を品目毎に合計した金額(消費税等相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額が $M_{\text{変更鋼}}$ 、 $M_{\text{変更油}}$ 又は $M_{\text{変更}}$ を下回る場合にあつては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- ・なお、**実際の購入金額が採用される場合に単価合意比率(落札率)を乗じない**のは、既に単価合意比率(落札率)が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで単価合意比率(落札率)を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

③実際の購入金額が $M_{\text{変更鋼}}$ 、 $M_{\text{変更油}}$ 又は $M_{\text{変更}}$ を上回る場合について

- ・受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあつては、実際の購入金額が $M_{\text{変更鋼}}$ 、 $M_{\text{変更油}}$ 又は $M_{\text{変更}}$ を上回る場合であっても、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- ・なお、実際の購入金額が採用される場合に単価合意比率(落札率)を乗じないのは、上記②と同様である。
- ・この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

(参考フローは別紙-1参照)

1) 受注者からの申し出

- ・受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価(単価合意比率(落札率)考慮)を上回ることを確認するものとする。
- ・受注者から申し出があつた場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

<見積りの留意事項>

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料

の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。

(「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。)

3) 価格変動後の金額の算定

<第1段階>

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認する。
- ・第1段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第2段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

<第2段階>

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価(単価合意比率(落札率)を考慮)を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価(単価合意比率(落札率)を考慮) + 30%とする。

(確認時の留意事項)

- ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価(単価合意比率(落札率)を考慮)は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - ・鋼材類:「現場に搬入された月」の物価資料の価格
(単価合意比率(落札率)考慮)
 - ・燃料油:「購入した月の翌月」の物価資料の価格
(単価合意比率(落札率)考慮)
 - ・その他主要な工事材料:鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる

・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価(単価合意比率(落札率)を考慮) + 30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。

・なお、実勢価格の単価(単価合意比率(落札率)考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

(大幅に乖離している場合の確認時の留意事項)

- ・発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により、発注者が入手できる情報・資料から証明書類の金額の妥当性を確認するものとする。
- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

4) 減額変更の場合

- ・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

- ① 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
- ② 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。※

※部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例

・全体スライド条項及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。

・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。

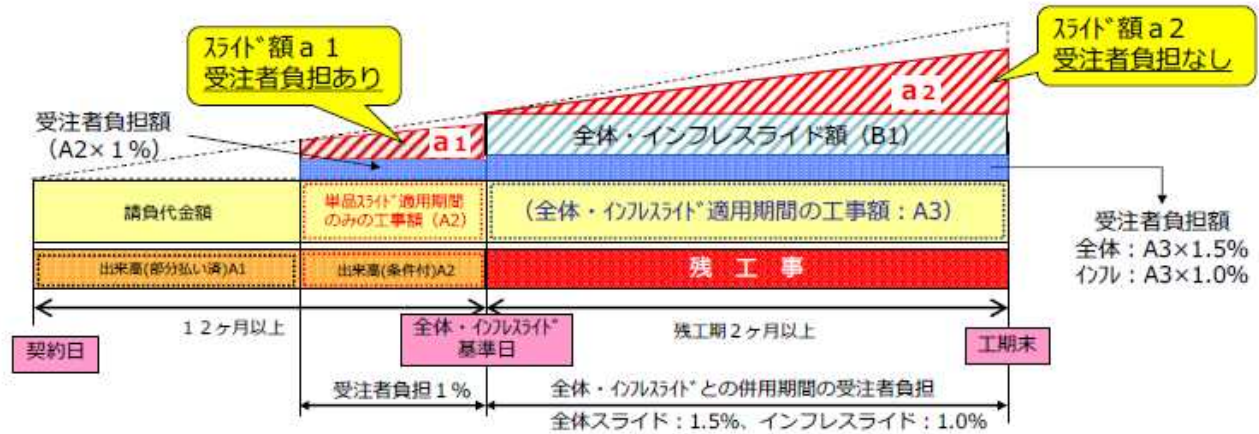
・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる請負代金額には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。

・全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項及びインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

- ・また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%もしくは1%、後者においては請負代金額の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
 - ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用により受注者が負担する請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- (全体スライド時には1.5%の受注者負担、インフレスライド時には1%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない)
- ・ただし、1－4で述べたように、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な請負代金額であるため、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価とする。

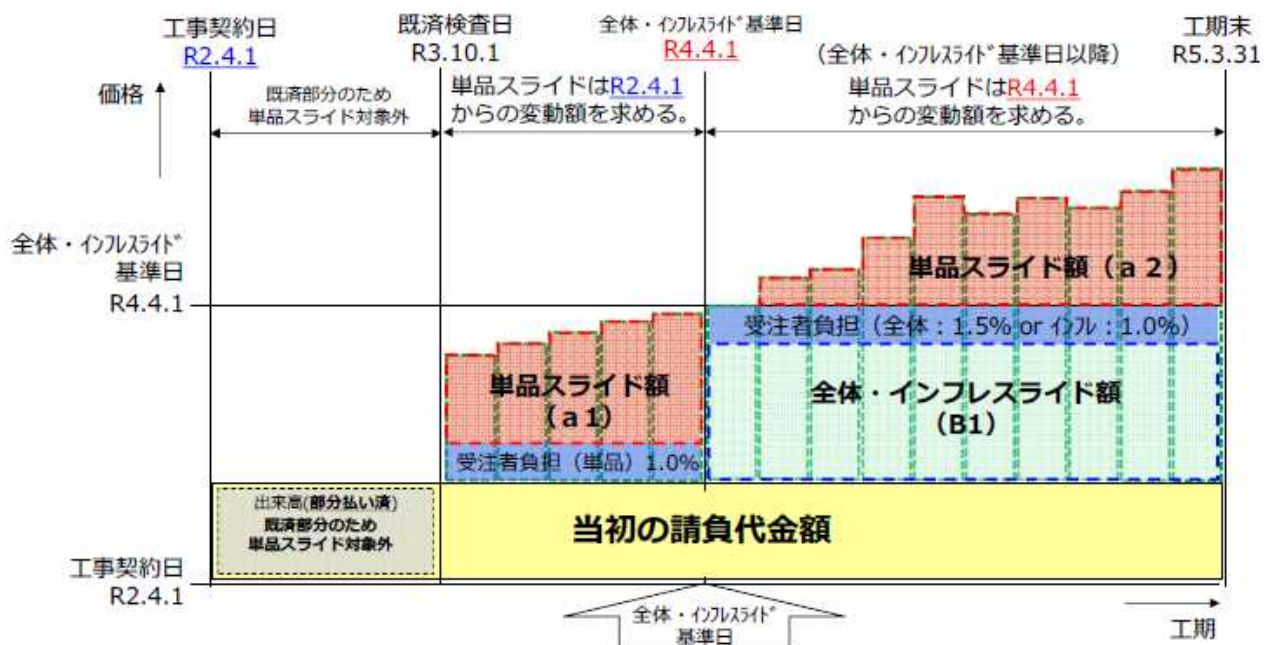
全体・インフレスライドと単品スライドの併用（請負代金額・受注者負担の例）

（全体イメージ）



注) 1ー4のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

（補足：単品スライド額の対象イメージ）



注) 全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

1－7 その他

・情報公開の取り扱いについて

・単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。

第2章 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

・H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象とする。

・ただし、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない。

・鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に上昇していることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類(H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭など)の他、鉄鋼2次製品(ロックボルトなど)、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部(ガードレールやPCより線など)、スクラップなどを対象とする。

・しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。(しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。)

・なお、非鉄金属(アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等)は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。

対象材料一覧(例)

品目	品名 (例)	規格 (例)	単位
鋼板	鋼板 (販売)	厚板 無規格 $12 \leq t \leq 25$	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
形鋼	H形鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200(CO建込)4段	m
ライナープレート	ライナープレート(円形)	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼2次製品	摩擦接合用高力ボルト(六角)	F10T M22×100	組

2-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

①市場単価

・鋼材類を使用し、市場単価・土木工事標準単価(以下、「市場単価等」という。)を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。

・ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種ごとの単価が示されている市場単価において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・具体的には、下表の市場単価のうち、黄色網掛けのもの(①)は市場単価等の構成上、材料費が分離されているため対象とすることができる。
- ・逆に、市場単価等が材料費を分離できない構成となっているもの(②)は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価等に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価等以外の場合と同様である。

②賃料・損料(リース料金)等の取り扱い

・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金が増加していることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とすること、また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

2-2 対象数量

・鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。

・任意仮設工等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

①設計図書に記載された数量がある場合の取り扱い

- ・鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期に

ついて証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。

- ・また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量(設計図書で明示されている数量×(1+ロス率))までは、対象数量とすることができる。
- ・なお設計数量は、新土木積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量: 設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量
設計数量: 設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)
証明数量: 請負者から証明された数量

- ・このようなロス分(異形棒鋼は除く)については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し(例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等)や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定(スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値)などの措置を講じることが必要である。

②任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者が設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①、②に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合(証明数量<設計図書の数量)は、発注者の設計数量を対象数量とする。

④その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
- ・設計数量に含まれる鋼材スクラップの売却益(マイナス控除額)については、対象品目に合わせて単品スライドの対象として取り扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益については検収が困難であることから、実勢価格での算定を基本とし、実際の売却額とはしない。

2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- ・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。(ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。)
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類(納品書請求書や領収書)で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認するとともに、単品スライドによる変更下請契約を結んでいることについて確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが(1-5-1参照)、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合で

も書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。

- ・ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要となった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 鋼材類の「搬入」の取り扱い

- ・鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

販売所 [redacted]	出荷伝票	株式会社 [redacted] 2021.07.07 11:47 [redacted]
取引先コード [redacted] 得意店番号 [redacted]	船名 [redacted]	[redacted]
[redacted] 株式会社	[redacted] 通運建設	
品目 [redacted] 工場・出庫場所 [redacted]	車種 [redacted] 年式 [redacted] 製造請求年度 [redacted]	在庫状況 [redacted] 伝票NO [redacted]
[redacted] 株式会社	15T平	

品名	製品数								スクラップ								合計			
	個	箱	袋	缶	桶	巻	箱	計	個	箱	袋	缶	桶	巻	箱	計	数量	重量	体積	
H-300X300X10/15								1.00	3									2	2.00	0.186
ビークプレート PL-12X160X406								3.77	13									12	45.24	0.043
L-130X130X12								10.00	3		5.50				3	5.00	3	33	133.50	3.124
								3.00	24											

品名	製品数量	スクラップ数	合計	品名	製品数量	スクラップ数	合計	
F10T-M22X60	120		120	0.084	F10T-M22X105	40	40	0.020
F10T-M22X65	440		440	0.238	M3アングルR-20 L=100×100×5mm	32	32	0.081
F10T-M22X70	275		275	0.154	M3アングルR-30 L=100×100×5mm	16	16	0.077
F10T-M22X75	350		350	0.200				
F10T-M22X80	350		350	0.207				
F10T-M22X85	135		135	0.081				
F10T-M22X90	90		90	0.056				

※ 上記の製品は、すべて「M22」規格です。

製品総数量	4,351	スクラップ総数量	0.000
-------	-------	----------	-------

エクストラ	数量	エクストラ	数量	エクストラ	数量

備考 組合せあり
 2021/7/8 1:00
 [redacted]

株式会社

御中

請求日 2021/7/31

TEL
FAX

請求書内訳書

毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。
さて、納品のお代金右記の通りになりますので
下記明細を御確認の上、お支払い賜りますようお願い申し上げます。

今回請求金額

5,524,676円

日付	品名・規格	数量	総数量	単価	金額
伝票番号	納入日 御注文番	納入先		摘要	消費税等
2021/7/6	清野鋼 C200×90×7.5	5m:2 3m:2	0.394 t	102,512	40,390
	2021/7/7				4,039
2021/7/6	H形鋼 H400×400×13/21	10m:2 5.5m:3 4.5m:1	7.052 t	112,687	794,669
	2021/7/7				79,467
2021/7/6	I型ハイテン S10T 22×70	165	0.086 t	365,553	31,438
	2021/7/7				3,144
2021/7/6	I型ハイテン S10T 22×85	405	0.231 t	365,553	84,443
	2021/7/7				8,444
2021/7/6	H形鋼 H400×400×13/21	10m:1 7.5m:1	3.010 t	112,687	339,188
	2021/7/7				33,919
2021/7/6	加工プレート PL16×450×450	8	0.203 t	197,553	40,103
	2021/7/7				4,010

2-4 単価(実勢価格の算定)

2-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。

・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。

・但し、単価合意を実施し、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その単価を変動前の単価とすることができる。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。

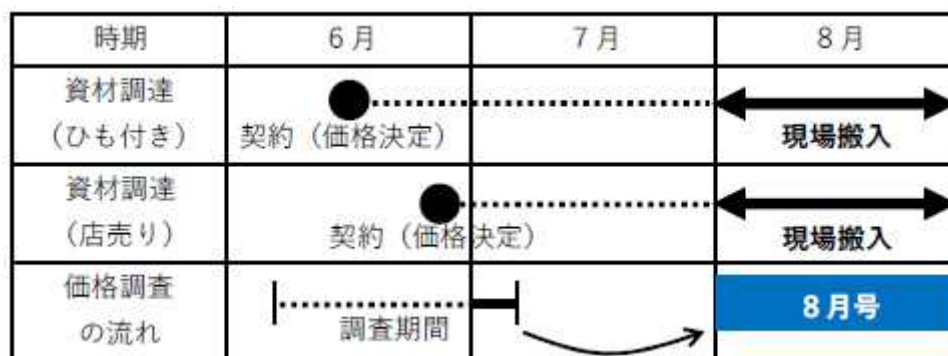
・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

①物価資料等により実勢価格を設定する場合

・鋼材類の販売形態は、「店売り」といわゆる「ひも付き」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。

・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。

・一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。



②特別調査や見積り等による場合

- ・当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。

鋼材類の価格決定(長野県の場合)

価格採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	長野県実施設計単価による場合	当該月の実施設計単価により単価を設定する。
2	物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
3	特別調査(半年毎、臨時調査)による場合	当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。
4	見積りによる場合	

③ 減額変更する場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月及び月毎の搬入数量を設定する。

2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

- ・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。
- ・このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

2-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量以上の場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。

・鋼材類においては、対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

2-7 計算例

(落札率 95%の工事の場合)

設計単価(円)	70,000
設計図書の数量(t)	100

	令和●年4月	令和●年5月	令和●年6月
各月の実勢価格(円)	74,000	78,000	83,000
購入時の価格(円)	71,000	75,000	78,000
搬入時の数量(t)	20	30	50

○価格変動前の金額: $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 7,315,000$$

○価格変動後の金額: $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$

$$= \text{搬入月の実勢価格(加重平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$\left[\frac{74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50}{20 + 30 + 50} \right] \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 8,328,650$$

○実購入額: $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} (71,000 \times 20 + 75,000 \times 30 + 78,000 \times 50) \times 1.1 = 8,327,000$

※この場合は、価格変動後の金額 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ は、実購入額を採用

○変動額 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} = 8,327,000 - 7,315,000 = 1,012,000$

第3章 燃料油

3-1 対象材料

・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油 とする。

・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。なお、例えば潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

・発注者の設計数量(V)を基本とする。

・設計数量(V)に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

①発注者の設計数量(V)にカウントされている数量(発注者の設計数量(V)内)

・燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量(V)を基本とする。

・なお設計数量(V)は、新土木積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

②発注者の設計数量(V)にカウントされていない数量

・現場に搬入される資材(現着単価で設定されている骨材・生Co・As合材等)や機械等(建設機械・仮設材・桁等(積算上、共通仮設費(率計上部分を含む)として計上されているものを含む)の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、設計数量(V)に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。

○発注者の設計数量(V)内

- ①現場場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料類

○発注者の設計数量(V)外

- ②現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料類
③共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料類

③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・なお、設計数量(V)は、新土木積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量(V)の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量(V)内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○設計数量(V)内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量 (V1)

※ただし、証明された数量(V1)が設計数量(V)を超えている場合は、
 $V1 = \text{設計数量}(V)$ とする。 なお、この場合、 $V2 = 0$

○設計数量(V)内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量 (V2)

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。
但し、【 $V1 + V2 \leq \text{設計数量}(V)$ 】の範囲内の数量とする。

○設計数量(V)外の②・③の燃料油数量 (V3)

- ・3-7「資材運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値(V3)を対象数量とする。
ただし、上記の合計値(V3)と、受注者の購入数量(証明がなされた数量)を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

3-2-3 その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分(①～③)毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合には、対象とはならない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

①発注者の設計数量(V)内の燃料油(現場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料油)

- ・購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量(V2)」については、対象材料計算総括表 [様式-3-1]

・この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出出来ない場合は、対象材料計算総括表を提出してもらうことでよい。

②発注者の設計数量(V)外の現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-2]

③発注者の設計数量(V)外の共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-3]

④ 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対

し、上記①～③の提出は求めないものとする。

・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①～③の提出を求めるものとする。

3-4 単価(実勢価格の算定)

3-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。

・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので注意が必要である。

・鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者の想定した単価とするが、単価合意を実施しており、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その価格とすることができる。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の県実施設計単価とする。
- ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）

① 基本事項

- ・燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の県実施設計単価に実勢価格として掲載されている。
- ・ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の県実施設計単価の価格を実勢価格とするものとする。

時期	6月	7月	8月
資材調達		● ←→	
		購入（価格決定）現場搬入	
価格調査の流れ	調査期間	● →	県 8/1 実単

対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 (V)	発注者の設計数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の(V1) ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V1=V	対象数量 ②・③ (V3)	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の(V2) V2=V-V1 ※実際の証明数量が設計数量以上の場 : V2=0		契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格 : 購入月の翌月の「県実施設計単価等」の価格

② 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合で、発注者が有する情報では購入月毎の購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

・設計数量内の証明された対象数量(V1)及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量(V3)にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量(V2)に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定。

- ・燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
- ・なお、V1、V2、V3が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入価格の評価方法

・証明された購入数量が、3-2-2の対象数量(V1およびV3)以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。

・証明されなかった数量(V2)については、3-4-2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格(契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格)にV2を乗じた額とする。

- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとはいえないため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3-6 変動額の算定

・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

3-7 算出例

3-2-2に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値(V3)よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ・各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ・資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{※1}=L \div S \times (P \times K)^{※2} \div N1 \times N$$

※1: 整数止めとし小数点以下切り捨て

※2: () の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q: 燃料油数量(ℓ)

L: 運搬距離(km) ※片道 【プラント及び工場等から現場までの距離】

S: 規制速度(km/h) 【各々で算出】

P: 運搬機械の機関出力(kw) 【建設機械等損料算定表 参照】

K: 時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h) 【土木工事標準積算基準書参照】

N1: 運搬車1台当り資材数量(単位) 【積載量÷資材単位体積当たり重量】

N: 搬入数量(単位) 【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】

資材: 再生骨材(40mm 級)現場着価

運搬機械: 10tダンプトラック

L: 運搬距離(km) ※片道

S: 規制速度(km/h)

P: 運搬機械の機関出力(kw)

K: 時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)

N1: 運搬車1台当り資材数量(m3)

N: 搬入数量(m3)

5	Km
40	km /h
246	Kw
0.043	ℓ/kw-h
4.6	m3
5,000	m3

$$Q=L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

$$Q=5 \div 40 \times (246 \times 0.043) \div 4.6 \times 5,000=1,494 \quad \ell$$

3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

○ 共通仮設費率に含まれる運搬費 …… 単品スライド条項対象

○ 積上げ項目による運搬費 …… 単品スライド条項対象

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

◇ 基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため
燃料消費量より算出する。

2) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬

◇ 基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため
燃料消費量より算出する。

3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

◇ 運搬費等の率(労務費・クレーン運転費の〇〇%)より積算していることから
燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。
下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1: 整数止めとし小数点以下切り捨て

※2: () の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q: 燃料油数量(ℓ)

L: 運搬距離(km) ※片道(往復) 【基地から現場までの距離】

S: 輸送速度 30(km/h) 【土木工事標準積算基準書準用】

P: 運搬機械の機関出力(kw) 【建設機械等損料算定表 参照】

K: 時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h) 【土木工事標準積算基準書参照】

N: 搬入搬出(回) 【搬入搬出回数】

運搬車両台数(台) 【運搬車両台数】

② 共通仮設費率に含まれる運搬費

運搬距離の起算点は各市町村の役場とする。

【計算例】

建設機械：バックホウ0.8m³(運搬機械：20t積トレーラ)

L: 運搬距離(km) ※片道	15	km
S: 輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P: 運搬機械の機関出力(kw)	235	kw
K: 時間当りの燃料消費率(l/kw-h)	0.075	l/kw-h
N: 搬入搬出 2(回)	2	回

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1: 整数止めとし小数点以下切り捨て

※2: () の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 15 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 18 \text{ l}$$

③ 積上げ項目による運搬費

- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- 2) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象

基本運賃表と受注者運賃の比較		(様式-3及び請求書か 領収書の提出がある場合)
基本運賃表 < 受注者運賃		
YES	NO	単品スライド 対象外
下記の計算式より対象数量を算出する。		

【計算例】

建設機械：路面切削機(運搬機械：30t積トレーラ)

L: 運搬距離(km) ※片道	100	km
S: 輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P: 運搬機械の機関出力(kw)	235	kw
K: 時間当りの燃料消費率(l/kw-h)	0.075	l/kw-h
N: 搬入搬出 2(回)	2	回

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1: 整数止めとし小数点以下切り捨て

※2: () の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 100 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 120 \text{ l}$$

【計算例】

仮設材：H形鋼（運搬機械：20t積トレーラ）

L：運搬距離(km) ※片道

S：輸送速度 30(km/h)

P：運搬機械の機関出力(kw)

K：時間当りの燃料消費率(ℓ/kw-h)

N：台数 5(台)×2(搬入搬出)

90	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
10	台

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：()の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 90 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 540 \text{ ℓ}$$

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象

重建設機械の分解、組立輸送燃料費

A運搬費等 < B実運搬費等
(様式-3-3より)

NO

単品スライド
対象外

YES

様式-3-3の運搬車両に対して設計往復運搬距離を使用し、対象数量を算出する。

運搬費等 = (労務歩掛(特殊作業員) + クレーン運転歩掛) × 運転費等率

詳細は、土木工事標準積算基準書(共通編)参照

A 運搬費等(重建設機械分解組立輸送)

機 械 区 分	設計往復運搬距離 (km)	A:運搬費等(円/往復)
ブルドーザー		
□ 20t 級以上 21t 級以下	73 km	248,248
□ 21t 級を超え 44t 級以下		399,360
バックホウ系		
□ 山積 1.0m ³ 以上山積 1.4m ³ 以下	103 km	320,475
□ 山積 1.4m ³ を超え山積 2.1m ³ 以下		543,360
クローラークレーン系		
□ 16t 吊以上 35t 吊以下	151 km	491,508
□ 35t 吊を超え 80t 吊以下		886,879
□ 80t 吊を超え 150t 吊以下		1,719,427
□ 150t 吊を超え 300t 吊以下		3,119,138

トラッククレーン系 ☐ 100t 吊以上 120t 吊以下 ☐ 120t 吊を超え 160t 吊以下 ☐ 160t 吊を超え 360t 吊以下 ☐ 360t 吊を超え 550t 吊以下 ☐ 200t 吊以上 360t 吊以下(リフター使用) ☐ 550t 吊以下(リフター使用)	208 km	1,073,689 1,438,412 2,923,433 5,228,759 3,479,000 6,225,102
クローラ式杭打機 ☐ 機械質量 20t 以上 60t 以下 ☐ 機械質量 60t を超え 100t 以下 ☐ 機械質量 100t を超え 150t 以下	269 km	642,317 1,153,297 1,736,585
オールケーシング掘削機 ☐ クローラ式 ☐ スキッド式(排出ガス第 1 次基準)60～65t 吊 ☐ スキッド式(排出ガス第 3 次基準)70t 吊 ☐ スキッド式(排出ガス第 3 次基準)100t 吊 ☐ スキッド式(排出ガス 2011 年規制)100t 吊	162 km	1,446,028 2,008,152 1,935,446 1,856,848 1,863,232
地盤改良機(中層混合処理機) ☐ 機械質量 20t 以上 60t 以下 ☐ 機械質量 60t を超え 120t 以下	267 km	1,356,800 3,329,495
地盤改良機(サントパイル打機・粉体噴射攪拌機・ 深層混合処理機・フレファブリケイティット ハーチカルトレン打機) ☐ 機械質量 20t 以上 60t 以下 ☐ 機械質量 60t を超え 120t 以下 ☐ 機械質量 120t を超え 180t 以下		1,297,084 3,329,495 5,199,558
トンネル用機械	408km	1,296,579

※上記 A:運搬費等は、以下の単価の場合であり、施工地区・年月により異なる。

【条件】令和 4 年度土木工事標準積算基準書

施工地区:東京 千代田区(東京17区)

単価適用年月:2022年4月

【計算例】

◇重建設機械の分解、組立(ブルドーザ21t級以下)

◇運搬車両(セミトレーラ 20t・トラック 4t)

L: 運搬距離(km)※ 往復	73	km
S: 輸送速度 30(km/h)	30	km/h
P: 運搬機械の機関出力(kw)	235	kw(セミトレーラ 20t)
	137	kw(トラック 4t)
K: 時間当りの燃料消費率(l/kw-h)	0.075	l/kw-h(セミトレーラ)
	0.05	l/kw-h(トラック)
N: 運搬車両台数(台)	1	台

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1: 整数止めとし小数点以下切り捨て

※2: () の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 73 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 66 \div 30 \times (137 \times 0.05) = 60 \text{ l}$$

3-7-3 直接工事費に計上される運搬費

①鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式($Y=35.07X+13,051$)

Y: 輸送単価(円/t) X: 運搬距離(km)

・公共工場製作輸送費に示す回帰式を用いて積算していることから燃料量を抽出することはできないことから燃料消費量より算出する。(算出は機材運搬に準ずる)

②支給品及び現場発生品の運搬

・対象数量に含まれている。(歩掛積算)

【単品スライド（軽油＋ガソリン）】の計算例

- 35 -

第4章 その他の主要な工事材料

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

・アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。

① 基本事項

- ・石油や石炭等の原材料の高騰等により、アスファルト類、コンクリート類等の価格も短期間で急激に上昇しうることから、鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料も対象としたものである。なお、アスファルト類、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- ・スライド額の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「アスファルト類」、「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

② アスファルト類

- ・アスファルト類の対象工事材料としては、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

③ コンクリート類

- ・コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

4-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

① 市場単価・土木工事標準単価

・アスファルト類、コンクリート類等の「鋼材類以外の主要な工事材料」を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下、「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
・ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・運用については鋼材類と同様の取り扱いとする。

4-2 対象数量

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の施工ではロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量【設計図書の数量×(1+ロス率)】までは、対象数量とすることができる。ロス率については、国土交通省土木工事標準積算基準書によることとする。
- ・なお、発注者の設計数量は、新土木積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量: 設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量

設計数量: 設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量: 請負者から証明された数量

・ロス分を対象数量とするよう請求があった場合において、スクラップを売却可能な材料については、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し(例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等)や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定(スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値)などの措置を講じることが必要である。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③ アスファルト類の取り扱い

・アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されてはいるが、舗装材の数量(重量)が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は下記式により計算されている。

(アスファルト混合物の重量)

$$\text{面積} \times \text{厚さ} \times \text{締め固め後密度※} \times (1 + \text{ロス率※})$$

(アスファルト乳剤の散布量)

$$\text{面積} \times \text{散布量※}$$

※締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は設計で用いた数値を採用する。

・舗装工事は性能規定で発注されている場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。

④ コンクリート類の取り扱い

・施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量(設計図書の数量にロスを加えた数量)の算出例については、次のとおり。

$$\text{設計図書の数量} \times (\text{標準単価} \times \text{コンクリート構成比率} / \text{東京地区コンクリート単価})$$

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。

・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①～④に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合(証明数量<設計図書の数量)は、発注者の設計数量を対象数量とする。

⑥ その他

・**出来高**部分払いを行っている場合は、当該**出来高**部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。

4-3 受注者への確認事項

・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。

・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類(納品書請求書や領収書)で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認するとともに、単品スライドによる変更下請契約を結んでいることについて確認する。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが(1-5-1参照)、基本的に購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 材料の「搬入」の取り扱い

- ・材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ アスファルト類の取り扱い

- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で購入価格の証明を求めるものとする。
- ・また、受注者からの証明金額が工場渡しである場合は、運搬費に要した金額をあわせて証明を求めるものとする。

・ただし、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出するものとする。その際、物価資料（現着単価）と比較して安価な単価をスライド算定に用いるものとする。

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。

・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

4-4 単価（実勢価格の算定）

4-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。

・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。

・ただし、単価合意を実施し、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その単価を変動前の単価とすることができる。

4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

・アスファルト類やコンクリート类等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法（2-4-2, 2-4-3）に準じて対象材料が現場に搬入された月の実施設計単価等の価格とする。

・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法（3-4-2, 3-4-3）と同様に対象材料を購入した翌月の実施設計単価等の価格とする。

4－5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「 $\text{実際の購入金額} \times \text{対象数量} \div \text{購入数量}$ 」で算出する。

4－6 変動額の算定

- ・1－5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

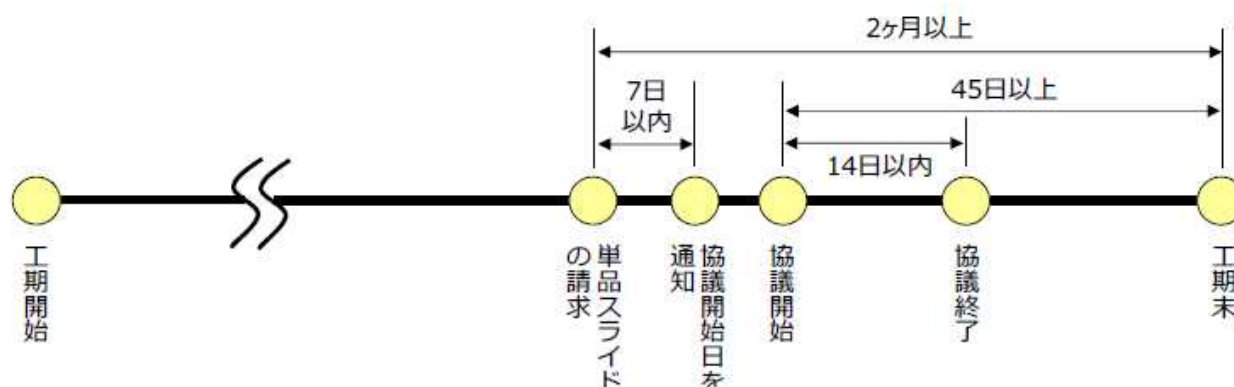
第5章 請求等手続き及び提出様式

5-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。

- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

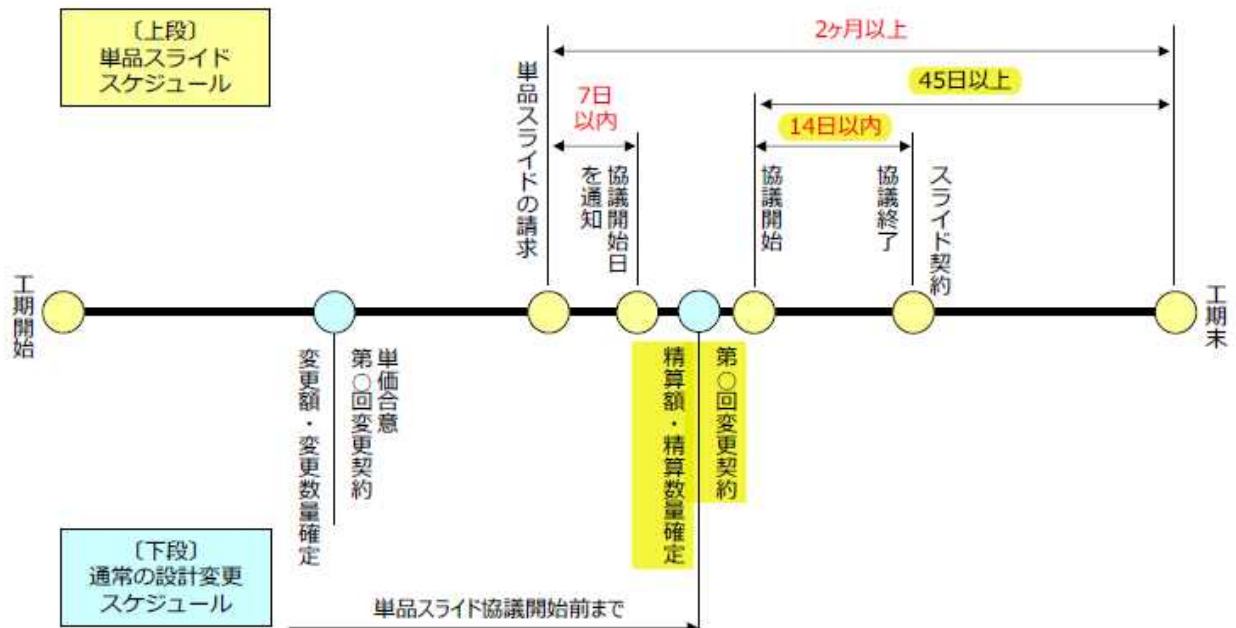
<単品スライド請求のスケジュール(イメージ)>



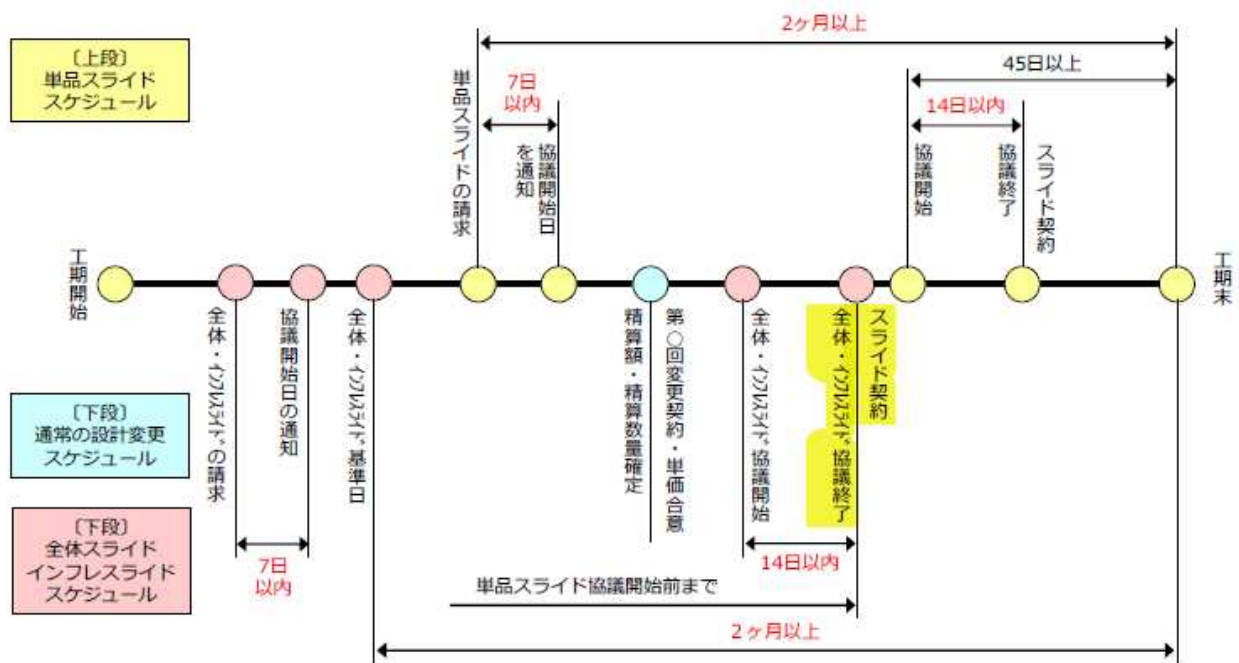
5-2 協議の手続き

- ・単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更（全体スライド及びインフレスライドを含む）をすること。（原則）
- ・その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。

<単品スライドと通常の設計変更の関係(イメージ)>



<単品スライドと全体スライド又はインフレスライドの関係(イメージ)>



・しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者や発注者とも十分調整の上実施すること。

5-3 出来形部分検査

・出来形部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

・材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となる恐れがある場合は、出来形部分検査請求と、同時もしくは事前に、契約書第26条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。

・出来形検査を実施する場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「出来形確認請求書」に併せて記載する。(様式-7)

・また、発注者は出来形部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。(様式7-1)

・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。(それ以降の出来高検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する)

5-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

・部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

5-5 複数年度にわたる維持工事の取り扱い

・複数年度にわたる維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものについては、受注者もしくは発注者の申し出に応じ、スライド変更契約を各年度末に行うものとする。

・複数年度にわたる維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものについては、年度毎に単品スライド条項に基づく請負代金の変更の請求を行うものとする。

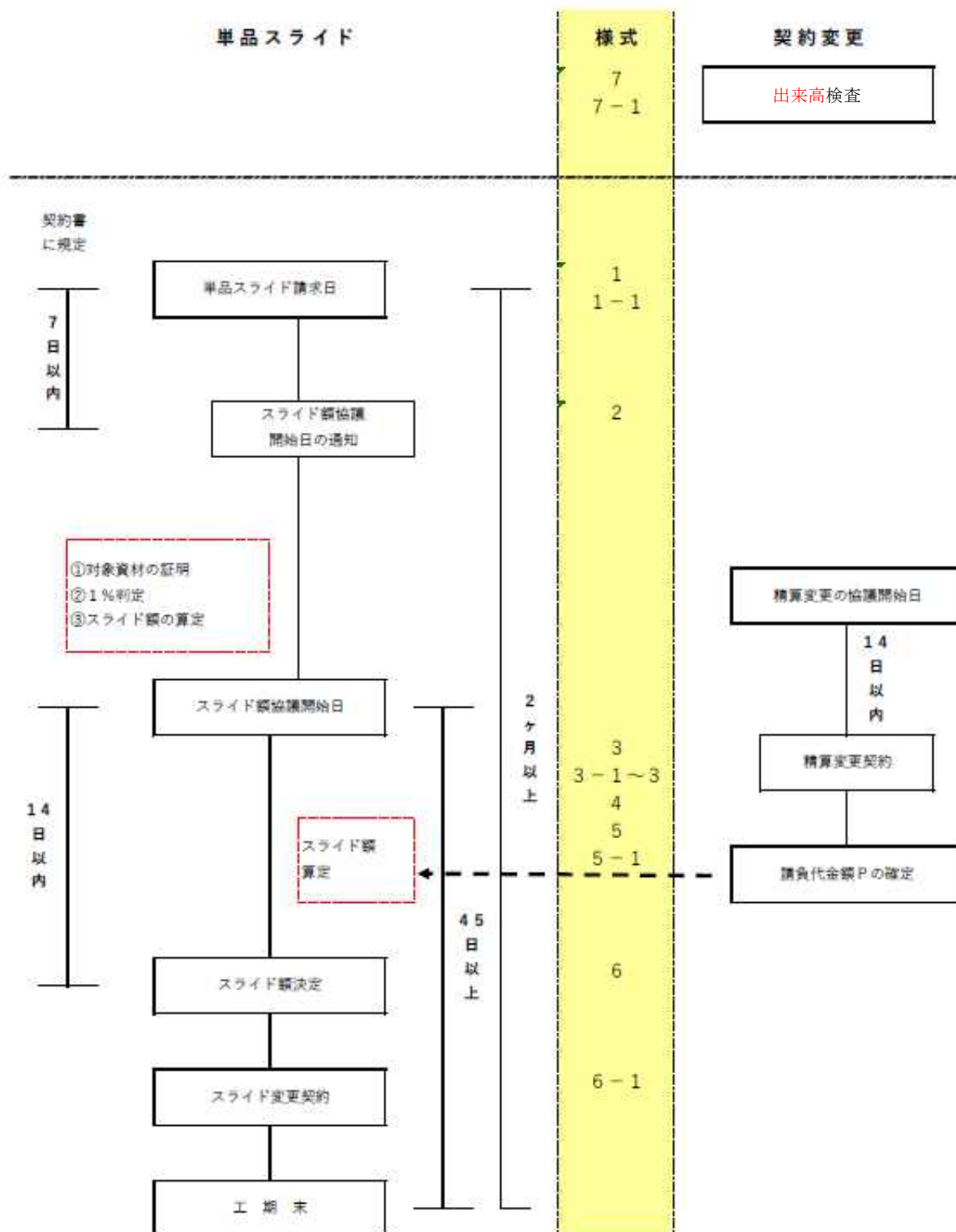
・この場合、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に当該年度末までの工期(部分引渡しに係る工事部分の当該年度末までの工期を含む。)が2ヶ月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。この請求があったとき又は請求を行ったときは、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「当該年度末から45日前の日」と定め、これを請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。

＜複数年度にわたる維持工事で年度毎に完済部分検査を行う場合の
単品スライドと通常の設計変更の関係(イメージ)＞



(参考資料)

単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式



別表1

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜市場単価＞

工種	名称	現場	単位	取扱い [※]	備考
鉄筋工（本筋鉄筋含む）	鉄筋工	鉄筋加工・組立	m	①	鋼材費
鉄筋工（ガス圧接工）	ガス圧接工	ガス圧接工・手動（半自動）・自動	箇所	②	材料分離不可
コンクリートポンプポンプ工	コンクリートポンプ工	設置	m2	②	材料分離不可（※②）
防護柵設置工（M・F・H）	M・F・H設置工	標準型（土中埋込）	m	②	材料分離不可（※②）
		標準型（コンクリート埋込）	m	②	材料分離不可（※②）
		耐震型（土中埋込）	m	②	材料分離不可（※②）
		耐震型（コンクリート埋込）	m	②	材料分離不可（※②）
		部材設置（L・H設置）（耐震型含む）	m	①	鋼材費
防護柵設置工（M・F・H）	M・F・H設置工	標準型（土中埋込）	m	②	材料分離不可（※②）
		標準型（コンクリート埋込）	m	②	材料分離不可（※②）
		部材設置（H・F設置）	m	①	鋼材費
防護柵設置工（模範・転落防止柵）	模範・転落防止柵設置工	土中埋込	m	①	鋼材費
		プレキャストコンクリート埋込	m	①	鋼材費
		コンクリート埋込	m	①	鋼材費
		コンクリート固定	m	①	鋼材費
		部材設置（L・FまたはH・Fの設置）	m	①	鋼材費
		現場まわりの設置	m	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防護柵）	落石防護柵設置工	中壁支柱設置工	m	②	材料分離不可
		落水支柱設置工	m	②	材料分離不可
		ケーブル・金網設置工（間隔保持材付）	m	②	材料分離不可
		ケーブル・金網設置工（上取付付）	m	②	材料分離不可
		ロープ設置工	m	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防止網）	落石防止網設置工	金網・ロープ設置	m2	②	材料分離不可
		ロープ設置	箇所	②	材料分離不可
		プレキャスト金網（プレキャスト式）	箇所	②	材料分離不可
土工	土工	材料収付工	m2	②	材料分離不可
		コンクリート収付工	m2	②	材料分離不可
		機械運搬車による種土工（種土工材料収付工）	m2	②	材料分離不可
		機械運搬車による種土工（高土収付工、層子敷布工）	m2	②	材料分離不可
		人力施工による種土工（種土工、種土工）	m2	②	材料分離不可
		人力施工による種土工（種土工、種土工）	m2	②	材料分離不可
		人力施工による種土工（種土工）	m2	②	材料分離不可
		3x1種土工（編組3x1工）	m2	②	材料分離不可
収付土工	収付土工	材料収付工	m	②	材料分離不可
		3x1種土工	m2	②	材料分離不可
道路補修工	道路補修工	補修工	m	①	その他材料
		土工費	m (m)	②	材料分離不可
		補修機材費	部	①	その他材料
		補修資材（セメント）	m (m2)	—	材料費を要す
		補修資材（砂利）	m (m2)	①	その他材料
		補修資材（砕石・芝刈・運水）	m2	—	材料費を要す
		補修資材（防犯）	m (m2)	①	その他材料
		修繕工（道路工）	m	②	材料分離不可
橋梁用伸縮継手設置設置工	橋梁用伸縮継手設置設置工		m	①	鋼材費
橋梁用伸縮型伸縮継手設置設置工	橋梁用伸縮型伸縮継手設置設置工		m	①	鋼材費、その他材料
溝蓋カラー舗装工	溝蓋カラー舗装工	樹脂カラー舗装工	m2	②	材料分離不可
		樹脂透水型舗装工	m2	②	材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工	m2	②	材料分離不可
道路補修設置工	道路補修設置工	標準型・基礎設置（路側式）	m	②	材料分離不可
		標準型設置（片側式）	m	①	鋼材費
		標準型設置（門型式）	m	①	鋼材費
		標準型設置（片側式・門型式）	m3	②	材料分離不可
		標準型設置（基内埋込）	m2	②	材料分離不可
		標準型設置（警備・規制・指示・防犯）	m2	①	鋼材費
		新築式標準型取付金具設置（標準型）	m	②	材料分離不可
		新築式標準型取付金具設置（新築式・新築標準型）	m	②	材料分離不可
		新築式標準型取付金具設置（新築式）	m	①	鋼材費

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

別表1

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜市場単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
道路付属物設置工	道路付属物設置工	側溝排水溝設置・土中埋込用	本	②	材料分離不可(※②)
		側溝排水溝設置・コブ石埋込用(穿孔あり)	本	②	材料分離不可(※②)
		側溝排水溝設置・コブ石埋込用(穿孔ありなし)	本	②	材料分離不可(※②)
		側溝排水溝設置・防凍板取付用	本	②	材料分離不可(※②)
		側溝排水溝設置・橋込物取付用	本	②	材料分離不可(※②)
		側溝排水溝設置(スリット取付型)	本	②	材料分離不可(※②)
		境界がけ設置	本	①	その他材料
		道路排水溝(穿入式)	個	②	材料分離不可(※②)
		道路排水溝(貼付式)	個	②	材料分離不可(※②)
		道路排水溝設置(可変式・覆板式)(穿入式)	本	②	材料分離不可(※②)
		道路排水溝設置(固定式)(貼付式)	本	②	材料分離不可(※②)
		境界排水溝・金属製	本	①	その他材料
公園緑地工	公園緑地工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本(m)	②	材料分離不可
景観地盤処理工	景観地盤処理工	地盤掘削工	畝	①	その他材料
		バラスト工	m	①	その他材料
		バラスト敷き工	m	①	その他材料
構造物水工	構造物水工	付着防水	m ²	②	材料分離不可
		塗膜防水	m ²	②	材料分離不可
ダクト工	ダクト工		m ²	—	材料費含まず
鉄筋挿入工(コブ石工)	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	m	①	鋼材類、コブ石類
		鉄筋交換の設置・撤去	m ³	②	材料分離不可
コブ石敷き工(コブ石工)	コブ石敷き工		m ²	②	材料分離不可

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜土木工事標準単価＞

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
区画線工	区画線工	道路式(平敷)	m	①	燃料油、その他材料
		ベント式(重敷式)	m	①	燃料油、その他材料
		区画線消去(前取り式)	m	①	燃料油、その他材料
		区画線消去(ウオータージェット式)	m	—	材料費含まず
	区画線工(北海道特殊規格)	道路式(重敷式)	m	①	燃料油、その他材料
		ベント式(重敷式)	m	①	燃料油、その他材料
高規格地区画線工	高規格地区画線工	ベント式(平敷)	m	①	燃料油、その他材料
		リブ式・道路式	m	①	燃料油、その他材料
		リブ式・道路式	m	①	燃料油、その他材料
		区画線消去(前取り式)	m	①	燃料油
構造物工	構造物工	新設構造物・新設鉄骨コンクリート造 基礎部分	m ²	②	材料分離不可
		新設構造物・新設鉄骨コンクリート造 柱・梁部分	m ²	②	材料分離不可
		新設構造物・新設鉄骨コンクリート造 スリット	m ²	②	材料分離不可
		新設構造物・新設鉄骨コンクリート造 下塗り塗料	m ²	②	材料分離不可
		新設構造物・新設鉄骨コンクリート造 中塗り塗料	m ²	②	材料分離不可
		新設構造物・新設鉄骨コンクリート造 上塗り塗料	m ²	②	材料分離不可
		塗料塗料 清漆・水溶性	m ²	②	材料分離不可
		塗料塗料 亜鉛粉	m ²	②	材料分離不可
		塗料塗料 珪藻土系(珪藻土系)等、保護工	m ²	②	材料分離不可
		塗料塗料 下塗り塗料	m ²	②	材料分離不可
		塗料塗料 中塗り塗料	m ²	②	材料分離不可
		塗料塗料 上塗り塗料	m ²	②	材料分離不可
構造物よりこわし工	構造物よりこわし工	新設構造物	m ³	—	材料費含まず
		既存構造物	m ³	—	材料費含まず
コブ石工(コブ石工)	コブ石工(コブ石工)	コブ石工(新設・保護)	m ³	①	コブ石類
排水構造物工	排水構造物工	山手側溝	m	①	コブ石類
		山手側溝	m	①	コブ石類
舗装排水溝設置工	舗装排水溝設置工	舗装	畝	①	鋼材類、コブ石類
		舗装排水溝設置	m	①	鋼材類

取扱い欄 ①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

(備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

別表1

市場単価・土木工事標準単価の扱い＜土木工事標準単価＞

工種	名称	仕様	単位	取扱い	備考
全面被覆工（コンクリート保護塗装）	全面被覆工（コンクリート保護塗装）	下地処理	m ²	—	材料費含まず
		プライマー塗布（CC-A塗料、CC-B塗料）	m ²	②	材料分断不可
		下地調整（CC-A塗料、CC-B塗料）	m ²	②	材料分断不可
		塗料（中塗り）（CC-A塗料）	m ²	②	材料分断不可
		塗料（中塗り）（CC-B塗料）	m ²	②	材料分断不可
		塗料（上塗り）（CC-A塗料）	m ²	②	材料分断不可
		塗料（上塗り）（CC-B塗料）	m ²	②	材料分断不可
全面合流工	全面合流工	壁面清掃	m ²	—	材料費含まず
		下地処理	m ²	—	材料費含まず
		合流材塗布	m ²	①	その他材料
連続舗装コンクリート構築工	連続舗装コンクリート構築工	下地処理	m ²	—	材料費含まず
		プライマー塗布	m ²	①	その他材料
		下地調整	m ²	①	その他材料
		連続舗装コンクリート躯体付（一層当たり）	m ²	①	その他材料
		仕上げ塗料（中塗り＋上塗り）	m ²	①	その他材料
		仕上げ材料・塗料（仕上げ＋材料用上塗り）	m ²	①	その他材料
側溝防止工（FRP・FRP）	側溝防止工（FRP・FRP）	FRP・FRP躯体付	m ²	①	その他材料
漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	①	その他材料
防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置（覆土）	m ²	①	その他材料
		防草シート設置（覆土）	m ²	①	その他材料
断熱断熱化型FRPシート設置工（R・R・R・R）	断熱断熱化型FRPシート設置工（R・R・R・R）	断熱断熱化型FRPシート設置（断熱断熱化なし）	m ²	②	材料分断不可
		断熱断熱化型FRPシート設置（断熱断熱化あり）	m ²	②	材料分断不可
塗膜防止工	塗膜防止工	塗膜防止剤塗布・塗膜防止	m ²	①	その他材料
パッキン工	パッキン工	パッキン工	m ²	②	材料分断不可
道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	支柱・基礎設置	基	②	材料分断不可
		鏡体設置	基	②	材料分断不可
		鏡体撤去	基	—	材料費含まず
		支柱・基礎撤去	基	—	材料費含まず
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	仮設防護柵設置 H鋼基準	m	①	鋼材費
		仮設防護柵設置 独立基準 10t	m	①	鋼材費・コンクリート費
		仮設防護柵設置 連続基準 10t	m	①	鋼材費・コンクリート費
		仮設防護柵撤去 H鋼基準	m	—	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 独立基準 10t	m	—	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 連続基準 10t	m	—	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 連続基準 10t	m	—	材料費含まず
機械式給平工	機械式給平工	給平方式(1)	箇所	①	鋼材費
		給平方式(2)	箇所	①	鋼材費
仮設板付鋼製枕基礎工	仮設板付鋼製枕基礎工	打込または引張 施工条件Ⅰ	箇所	①	鋼材費
		打込または引張 施工条件Ⅱ	式	①	鋼材費
		打込または引張 施工条件Ⅲ	式	①	鋼材費
		打込または引張 施工条件Ⅳ	式	①	鋼材費
ノブ・リブ 式コンクリートひび割れ誘発抑制地盤工	ノブ・リブ 式コンクリートひび割れ誘発抑制地盤工		m	②	材料分断不可
FRP製格子状バリア設置工	FRP製格子状バリア設置工		箇所	②	材料分断不可
浸食防止用植生マット工（養生マット工）	浸食防止用植生マット工（養生マット工）		m ²	①	その他材料
水害金網架設工	水害金網架設工	水害金網架設 3x3法（阻水性防護網注入なし）	基	②	材料分断不可
		水害金網架設 3x3法（阻水性防護網注入あり）	基	②	材料分断不可
		水害金網架設 断面形成法	基	②	材料分断不可
		仕上げ塗料（1層）	箇所	②	材料分断不可
耐圧60kPa以上 電（VTR電）設置工	耐圧60kPa以上 電（VTR電）設置工	耐圧60kPa以上 電（VTR電）設置	m	①	その他材料

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

(参考) 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項 目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条 項 の 趣 旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更 の方法	対 象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受 注 者 の 負 担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

別紙-1

増額変更の場合の例

受注者

□ 単品スライドの請求

(必要な情報、資料等)

- ・対象品目、対象材料
- ・変更請求概算額
- ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等(貴料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

□ 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較

➢ 品目毎の合計金額で比較する(材料毎の比較は行わない)

- ① 実勢価格に基づく変動後の金額(品目毎の合計金額) 実勢価格は単価合意比率を考慮
- ② 実際の購入金額(品目毎の合計金額)

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者

□ 実勢価格にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

□ 実勢価格にてスライド額を算定

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

- 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

➢ 具体的なフローは次ページ参照

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

□ 実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

□ 実際の購入金額にてスライド額を算定

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー

別紙-1

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（単価合意比率考慮）」以上となることを受注者にて確認

（補足）見積りについて
□ 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

〔※単品スライドの請求時にあわせて提出〕

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

＜チェック項目＞

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

＜チェック項目＞

- ①が②以内であることを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
 - ② 「実勢価格の単価（単価合意比率考慮）+ 30%」（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の加重平均+ 30%）

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

＜確認方法＞ 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

〔実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の+ 30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能〕

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる